

奈良市公報

第169号

令和8年6月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
5	1	246	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
5	1	247	奈良市営住宅等随時入居者の募集	住宅課
5	1	248	放置自転車等の保管	環境政策課
5	1	249	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
5	1	250	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
5	1	251	令和8年奈良市告示第181号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
5	1	252	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
5	1	253	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課
5	1	254	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
5	1	255	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	7	256	指定管理者の指定	観光戦略課
5	7	257	放置自転車等の保管	環境政策課
5	8	258	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	8	259	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	8	260	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
5	8	261	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課
5	11	262	住居番号の設定	市民課
5	11	263	指定納付受託者の指定	スポーツ振興課
5	11	264	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	11	265	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	11	266	事業計画のある道路の指定	建築指導課
5	12	267	道路の位置指定	建築指導課
5	12	268	指定公金事務取扱者の指定	観光戦略課
5	13	269	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
5	13	270	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課

5	13	271	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定	介護福祉課
5	13	272	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	13	273	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	14	274	令和7年奈良市告示第174号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	都祁行政センター地域振興課
5	14	275	令和7年奈良市告示第175号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	都祁行政センター地域振興課
5	14	276	令和7年奈良市告示第176号（指定公金事務取扱者の指定）の一部改正	都祁行政センター地域振興課
5	15	277	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	15	278	令和8年奈良市告示第181号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
5	1	28	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
5	8	14	奈良市公報号外第29号に掲載	営業管理課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
5	13	10	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
5	7	5	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和8年 5月 1日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)までの間、奈良市営住宅管理センター・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和8年5月1日(金)9時から令和8年5月15日(金)17時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は奈良市営住宅管理センター窓口へ持参又は奈良市営住宅管理センターホームページから申込。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (イ)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 65歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)

別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）

以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に18歳未満の者がいること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に18歳未満の者がいること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。

また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが18歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

カ コミュニティ住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)・(ウ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。

また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが18歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)の条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

※ なお、外国籍の入居予定者については、国籍・地域、在留カード等の番号、住民基本台帳法第30条の45規定区分、在留資格、在留期間、満了日のすべてが記載された住民票が必要である。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和7年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和6年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居申込手数料、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

奈良市営住宅等随時募集の入居者を次のとおり募集する。

令和8年 5月 1日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込受付期間及び受付場所

令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）までの間。ただし、土日祝、令和8年12月29日（火）から令和9年1月3日（日）までを除く。

奈良市営住宅管理センターの窓口でのみ受付をする。

(2) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、市営住宅管理センターへ提出する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは定期募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(3) 申込資格

市営住宅 一般向 (ア)から(カ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。）があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 65歳以上の者

b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで)

- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

3 入居者の決定

(1) 先着順で入居予定者を決定する。

(2) 入居予定者に決定された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要とする。

※ なお、外国籍の入居予定者については、国籍・地域、在留カード等の番号、住民基本台帳法第30条

の45規定区分、在留資格、在留期間、満了日のすべてが記載された住民票が必要である。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、奈良市から発行される者は提出不要。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和6年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様

式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。)

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(3) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は失格になり、受付順に入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(4) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居申込手数料、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

奈良市告示第248号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年4月22日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和8年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108532	居宅介護支援	株式会社ケアブ レーン	奈良県奈良市中 町 2313 番地の 2	ケアプランセン ターかごのき	奈良県奈良市中町 2313 番地の 2

奈良市告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和8年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108359	訪問介護	株式会社リールステージ	奈良県奈良市芝辻町四丁目8番地5	リールヘルパーステーション都祁	奈良県奈良市白石町1178
2970190100	訪問介護	株式会社リールステージ	奈良県奈良市芝辻町四丁目8番地5	リールヘルパーステーション学園前	奈良県奈良市学園朝日町4-4
2970107518	訪問介護	株式会社あすか	奈良県奈良市東九条町552番地11	ヘルパーステーションあすか	奈良県奈良市西九条町二丁目4-10 ウェルズ21西九条102

奈良市告示第251号

令和8年奈良市告示第181号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

さくらこどもクリニック	三条添川町 1-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

さくらこどもクリニック	三条添川町 1-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さくら診療所	南京終町一丁目 183-25									○				

に改める。

別紙2の表中

北村皮膚科医院	西大寺南町 12-17	41-1112	○	○
北山医院	芝辻町一丁目 9-5	33-6383	○	○

を

北村皮膚科医院	西大寺南町 12-17	41-1112	○	○
---------	-------------	---------	---	---

に、

浜田クリニック	学園南一丁目 3-4	45-9000	○	
---------	------------	---------	---	--

を

浜田クリニック	学園南一丁目 3-4	45-9000	○	○
---------	------------	---------	---	---

に改める。

奈良市告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人康仁会 西の京病院 西大寺クリニック	奈良県奈良市西大寺南町14番24号	令和8年 2月28日
つづき脳神経外科クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	令和8年 3月1日
まつむら整形外科クリニック	奈良県奈良市学園中三丁目705-63	令和8年 2月28日
アイン薬局 奈良学園前店	奈良県奈良市鶴舞東町2-13 VIV1階	令和8年 2月28日

奈良市告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	えいご皮フ科	奈良県奈良市三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3階	令和7年 8月1日
新	えいご皮フ科奈良院	奈良県奈良市三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3階	

奈良市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
とうぎ内科・循環器内科クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番51号 西大寺スクエア4階3号室	令和8年 4月23日

奈良市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月1日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つむぎクリニック	奈良県奈良市大宮町六丁目1-8 公健ビル4階	令和8年 4月1日
医療法人OPM まつむら整形外科クリニック	奈良県奈良市学園中三丁目705番地63	令和8年 3月1日

奈良市告示第256号

奈良市柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柳生町155番の1
旧柳生藩家老屋敷
奈良市柳生町337番地
旧柳生藩陣屋跡
奈良市柳生下町491番地
柳生観光駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柳生町155番地の1
柳生観光協会
会長 大東 正人
- 3 指定管理者の指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
 - (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

奈良市告示第257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年4月30日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町3009番地	奈良市下狭川町3010番地
代表者の氏名 及び住所	廣田 敏 奈良市下狭川町3009番地	西田 昌靖 奈良市下狭川町3010番地

2 変更の年月日

令和8年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年5月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年12月25日 奈良市指令整開 第25A-28号

令和8年4月30日 奈良市指令整開 第25A-28-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年5月8日 第1978号

公共施設 令和8年5月8日 第1003号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1709番1の一部及び1710番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町1457番地の1

イーマネジメント株式会社 代表取締役 大川 昌之

奈良市六条町113番4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1709番1の一部及び1710番1の一部

(2) 下水道

奈良市中山町1709番1の一部及び1710番1の一部

奈良市告示第 260 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第 49 条の 4 第 3 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定緊急避難場所
北人権・コミュニティセンター

- 2 指定避難所
北人権・コミュニティセンター

- 3 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日

奈良市告示第 261 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定緊急避難場所の指定の取り消し
北人権文化センター
- 2 指定避難所の指定の取り消し
北人権文化センター
- 3 指定の取り消し年月日
令和 8 年 4 月 1 日

奈良市告示第262号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8年 5月11日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
北登美ヶ丘一丁目9番15号	七条西町一丁目31番6号	
五条一丁目3番1号	南登美ヶ丘9番3-3号	
大宮町二丁目2番30号	南登美ヶ丘9番3-2号	
芝辻町二丁目4番28号	七条東町14番40号	
西登美ヶ丘七丁目11番15号	登美ヶ丘六丁目1番1号	
北登美ヶ丘四丁目4番5号	登美ヶ丘五丁目2番15号	
四条大路四丁目1番9-1号	五条一丁目15番25号	
四条大路四丁目1番9-2号	西大寺南町9番18-室番号	
六条緑町二丁目5番23号	登美ヶ丘五丁目1番3号	
尼辻中町3番37-3号	六条西三丁目23番17号	
あやめ池南四丁目6番50号	北登美ヶ丘四丁目1番7号	
五条畑二丁目1番5号	平松二丁目20番7号	
あやめ池北一丁目10番12号	富雄元町一丁目7番8-室番号	
西登美ヶ丘四丁目14番12号	西千代ヶ丘三丁目8番10号	
東登美ヶ丘五丁目9番23号	六条西三丁目23番26号	
平松三丁目12番26号	登美ヶ丘五丁目13番1-2号	
五条西二丁目16番4-1号		
五条西二丁目16番4-2号		
西登美ヶ丘八丁目5番26号		

奈良市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231号の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年5月11日

奈良市長 仲川 元庸

1. 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役社長共同 COO 兼執行役員 SEVP 篠 寛	奈良市鴻ノ池スケートボードパーク使用料

2. 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

奈良市告示第264号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第265号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和8年5月11日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

令和8年5月11日

2 指定した道路の名称

都市計画道路大森西町線

3 指定した道路の幅員

16.0m

4 指定した道路の延長

70.9m

5 指定した道路の区域

奈良市大森西町178番地先から奈良市大森西町165番4地先まで

奈良市告示第267号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和8年5月12日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市西大寺小坊町4番17号
申請者氏名	山本 敏男
道路の位置	奈良市西大寺北町二丁目457番及び458番2の各一部
道路の幅員	最大8.00m 最小4.00m
道路の延長	19.02m
指定年月日	令和8年5月12日
指定番号	第R0802号

奈良市告示第268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年5月12日

奈良市長 仲川 元庸

1. 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市柳生町155番地の1 柳生観光協会 会長 大東 正人	旧柳生藩家老屋敷使用料・柳生観光駐車場使用料

2. 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月31日

委託をした日：令和8年3月31日

3. 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

奈良市告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和8年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191397	居宅介護支援	合同会社 ほがらか	奈良県生駒市小 瀬町 895 番地 9	ケアプランセ ンターほがら か	奈良県奈良市 学園大和町五丁 目 33 番マンショ ンヒライ 201 号

奈良市告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和8年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199533	(介護予防)訪問看護	株式会社 Famiel	奈良県奈良市 神殿町515番地 の1	訪問看護ステーション結の和	奈良県奈良市東九 条町707-17
2960199541	(介護予防)訪問看護	合同会社 CarePlus	奈良県奈良市 左京二丁目2番 地227	M_care_supporter	奈良県奈良市秋篠 町1059番地1グラ ンドライフ秋篠 206

奈良市告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示する。

令和8年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190338	(介護予防) 認知症対応型通所介護	ウェルコンサル株式会社	大阪府大阪市生野区巽中三丁目20-12	共用型デイサービスフレンド高の原	奈良県奈良市朱雀六丁目2-15

奈良市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	沢田 朋子 奈良市西大寺竜王町一丁目4番59号	山崎 弘之 奈良市西大寺竜王町一丁目4番38号

2 変更の年月日

令和8年5月6日

奈良市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	立木 慈 奈良市東登美ヶ丘四丁目13番8号	奥田 善久 奈良市東登美ヶ丘四丁目7番1号

2 変更の年月日

令和8年4月1日

奈良市告示第274号

令和7年奈良市告示第174号(指定公金事務取扱者の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年5月14日

奈良市長 仲川 元庸

1. 指定公金事務取扱者の代表者及び所在地

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
・奈良市都祁白石町1133番地 ・都祁まちづくり協議会 会長 北中 肇	都祁生涯スポーツセンター庭球場使用料、球技場使用料、クラブハウス使用料

奈良市告示第275号

令和7年奈良市告示第175号(指定公金事務取扱者の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年5月14日

奈良市長 仲川 元庸

1. 指定公金事務取扱者の代表者及び所在地

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
・奈良市都祁白石町1133番地 ・都祁まちづくり協議会 会長 北中 肇	都祁交流センター施設使用料、備品使用料

奈良市告示第276号

令和7年奈良市告示第176号(指定公金事務取扱者の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年5月14日

奈良市長 仲川 元庸

1. 指定公金事務取扱者の代表者及び所在地

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
・奈良市都祁白石町1133番地 ・都祁まちづくり協議会 会長 北中 肇	都祁体育館使用料

奈良市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により茗荷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	前田 幸生 奈良市茗荷町372番地	瑞徳 道弘 奈良市茗荷町1071番地

2 変更の年月日

令和8年3月25日

奈良市告示第278号

令和8年奈良市告示第181号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和8年5月15日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

「

喜多野診療所	中筋町15			○			○	○		○	○	○	○	○
北山医院	芝辻町一丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

」

を

「

喜多野診療所	中筋町15			○			○	○		○	○	○	○	○
--------	-------	--	--	---	--	--	---	---	--	---	---	---	---	---

」

に改める。

公當企業

奈良市企業局告示第28号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和8年5月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年5月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
法華寺町396-1の一部 他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
六条西五丁目1421-5 他	②	分流	
六条一丁目821-1の一部	③	分流	
杏町575-3	④	分流	
大安寺六丁目819-1 他	⑤	分流	
青野町二丁目208-4 他	⑥	分流	
敷島町一丁目533-7の一部	⑦	分流	
西大寺本町197-16	⑧	分流	
四条大路三丁目911-5	⑨	分流	
四条大路三丁目902-4	⑩	分流	
菅原町403-42 他	⑪	分流	

位置図省略

教育委員会

奈良市教育委員会告示第10号

令和8年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和8年5月13日

奈良市教育委員会
教育長 垣見弘明

1 日時

令和8年5月19日（火） 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- | | |
|----------|----------------------------|
| 教育長報告（1） | 令和8年度6月補正予算要求額について |
| 教育長報告（2） | 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について |
| 教育長報告（3） | 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第6号 | 令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について |
| 議案第7号 | 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について |
| 議案第8号 | 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について |
| 議案第9号 | 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について |
| 議案第10号 | 令和8年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について |
| 議案第11号 | 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について |

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会令和8年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和8年5月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和8年5月14日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (6) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 許可・受理の取消しについて
- (8) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (9) 知事許可について